

令和2年10月1日

教職員各位

【経済活動回復へのウイズコロナ体制】
感染予防に対する各自の意識強化 10月1日版

学校法人 龍馬学園
理事長 佐竹 新市

新型コロナウイルスは、弱毒化しながら変異を繰り返しているようです。生命に対するリスクが軽減していることを鑑みて、行政も経済活動回復を図りながらニューノーマル体制を構築しつつあります。こうした背景から、教職員の行動ガイドラインを若干緩和していきます。逆に喚起したいのは、教職員・学生とも全ての学園内の個人への感染予防に対する意識の強化です。これによって、学園内の感染発生を防ぎ、現在のウイズコロナ体制の運営を維持していきましょう。

1. 3つの密を避ける(意識の低い学生に注意！RKA児童指導の強化)。
次の5点を厳守してください。学生への指導徹底もお願いいたします。
 - ① 健康管理(毎朝の検温と体調チェック)
 - ② マスク・フェイスシールド・マウスシールドの着用励行
 - ③ 手洗い、咳エチケット徹底
 - ④ ソーシャルディスタンス
 - ⑤ 換気励行
2. 学校の感染リスクの回避・低減をはかる
 - ① 学校に感染者を入れない対策(県外からの来訪者も同様)
 - ・教職員・学生は、出勤・登校前に検温・体調チェック
 - ・来訪者の検温チェック(例外なく実施：有熱時は入校謝絶)
 - ・所属や連絡先が判明しない来訪者は、入校謝絶。
 - ② 学校にウイルスを入れない対策
 - ・入口での手指消毒
 - ・ドアノブやエレベータボタン等の不特定多数が触れる箇所の消毒
3. 教職員・学生の同居家族の属する組織内での感染発生ほか
 - ① 同居家族が感染した場合…保健所・医師の指示に従う
教職員・学生が濃厚接触者に認定の場合、PCR検査等で陰性確認まで特別休暇扱い
 - ② 同居家族が濃厚接触者に認定され陰性の場合…検査結果出るまで自宅待機(特別休暇)。陰性確認後、通常出勤・登校
(RNWは実習受入先の付加要請項目あれば、上記の限りにあらず。)
 - ③ 家族に発熱・発病者が発生の場合、出勤前に所属長に相談のこと。
4. 教職員・学生の行動について
 - ① 感染予防対策を実施した上で、県外出張・研修等は地域を問わず可とする。
 - ② 感染予防対策を実施した上で、学生の就職活動も地域を問わず可とする。
 - ③ 学生の「旅行計画書」の提出は、四国島内を出る場合に限る。
 - ④ 感染予防対策の施された懇親会・イベントの参加は可とする。
飲食店は、感染予防意識の低い店を利用しない。
 - ⑤ 教職員は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をインストールして、自己のリスク管理を強化する。

以上